

法人会だより

かつしかの窓

2018

Vol.371

新春

今年の
目標は何？

二〇一八年ばい
一年にしたい

今年っばさ
大事だよな

Contents

新年のご挨拶	2~3
葛飾企業人	4~5
平成29年度納税表彰者のご紹介	6
「税を考える週間」記念講演会	6
私の初めての単身赴任	7
Break time -Book Review	8

法人会活動レポート	9
葛飾税務署からのお知らせ	10~11
葛飾都税事務所からのお知らせ	12
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	13
説明会のご案内/税務相談/編集後記	14
第8回税に関する絵はがきコンクール	15~16



新年のご挨拶



公益社団法人 葛飾法人会
会長 片岡 嘉治

明けましておめでとうござい
ます。
会員の皆様には、すこやかに
新年をお迎えのこととお慶び申
し上げます。
旧年中は、葛飾法人会の事業
活動に格別のご理解ご協力を賜
り、厚く御礼を申し上げます。
本年四月から会費規程を変更
させて頂いたいただきます。これによ
り少しでも事務経費の削減を図
り、事業内容の充実に努めて参
りたいと考えております。
昨年はドナルド・トランプ氏
の米大統領就任によるアメリカ
第一主義や英国のEU離脱、ド
イツの極右政党の台頭など世界
は大きく反グローバル化へと舵
を切ったようにみえます。非合
法組織「イスラム国」は事実上
崩壊したものの世界各地でテロ
が収まることなく続いており、
隣国韓国では大統領の逮捕、北
朝鮮情勢も混沌とし未だ核放棄
への道筋が見えてきません。
一方国内に目を向けると、加

計学園問題、議員トラブル等の
政治不信が多くみられました。
そのような中、中学生プロ棋
士の藤井四段や高校野球での清
宮選手、また日本人初の100
メートル10秒を切った桐生選
手等若人の活躍には心躍るもの
があり、明るい話題を提供して
くれました。これからが楽しみ
です。

さて、日本経済を見ますと、
大企業では業績が回復してきた
ようですが、多くの中小企業で
はまだ景気回復を実感できるま
では至っていません。日本経
済が回復、そして成長していく
には我々中小企業が元氣を取り
戻すことが必要です。

当会は、本年も公益事業とし
て税に関するセミナーや講演会
を開催し社会的責任を果たして
参りたいと考えております。

また「税に関する絵はがきコ
ンクール」や「法人会と区民の
集い」等、区民の皆さまと共に
活動できる場を提供し、組織基
盤の充実強化を図るとともに、
公益事業をより充実させて参り
ます。その為には支部・地域事
業部活動のさらなる活性化が不
可欠と考えております。

皆様、今年も当会の各事業へ
のご参加、ご理解をよろしくお
願い申し上げます。

結びにあたり、会員をはじめ
ご関係各位の本年のご活躍を祈
念申し上げます。今年もどうぞ
つといたします。今年もどうぞ
よろしくお願いいたします。



葛飾税務署長
三枝 輝雄

新年明けましておめでとうご
ざいます。

平成三十年の年頭に当たり、
公益社団法人葛飾法人会の皆様
方に謹んで新年のお慶びを申し
上げます。

旧年中は、片岡会長をはじめ
貴会の役員並びに会員の皆様方
には、税務行政に深いご理解と
格別なご協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

貴会におかれましては、各種
研修会の開催を通じ、税知識の
普及や納税意識の高揚に大きく
貢献いただいているほか、「法人
会と区民の集い」や女性部会に
よる「税に関する絵はがきコン
クール」への積極的な取組、「中
川に親しむ集い」をはじめとす
る地域事業部行事など、地域に
根ざした公益性・公共性の高い
活動を展開されておられます。

心からの敬意と感謝の意を表し
ますとともに、本年も会活動が
一層盛んなものとなりますこと
をご祈念申し上げます。

新年を迎え、平成二十九年分の
所得税等の確定申告の時期となり
ます。当署の確定申告書作成会場
は二月九日(金)から開設いたし
ます。私どもにとりまして、一年
で最も多くの納税者の方々と接す
る時期となり、混乱なく円滑に乗
り切れるよう、署を挙げて万全の
準備を行っているところです。会
員の皆様には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」
やe-Taxのご利用、「ダイレ
クト納付」のご活用をお願いいた
します。また、皆様方の会社等の
従業員の方々に對ししても是非
お勧めいただければ幸いです。

また、平成三十一年十月から
の消費税軽減税率制度の円滑な
実施に向け、本年も関係民間団
体の皆様や関係省庁等と連携し
て制度の着実な周知・広報や丁
寧な相談対応に積極的に取り組
んで参ります。

会員の皆様方におかれまして
も、ご自身の準備を進めていた
だくとともに、事業者の皆様
の準備が円滑に進むよう、制度の
広報・周知等に引き続きご協力
いただきますよう、改めてお願
い申し上げます。



Happy New Year



結びに、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



葛飾都税事務所長
高本 賢 司

新年おめでとうございます。公益社団法人葛飾法人会の会員の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、片岡会長を始め、法人会会員の皆様には、東京都の税務行政に對しまして深い御理解と力強い御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、会員の方を対象とした事業にとどまらず、「税に関する絵はがきコンクール」の開催を通じて税知識の普及に多大なご尽力をされているほか、公益社団法人として地域に密着した社会貢献活動を積極的に行ってこられたことに深く敬意を表します。

さて、東京都では、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、着実に開催準備を進めるとともに、子供を安

心して産み育てられる環境整備、世界に開かれた国際・金融都市の実現、災害対応力の強化など明るい東京の将来像を見据え、都の抱える重点課題に対する取組を進めております。そして、私も都の税務機関といたしましては、都税収入を確保するとともに、税制で都の施策を支え、全力でその使命を全うして参りたいと考えております。

皆様ご承知のとおり、固定資産税の土地及び家屋は三年に一度評価替えを行い、平成三十年度はその基準年度であり、新たな評価額による課税となりますので御留意いただければと思います。なお、固定資産税の納付には、年四回の納期ごとの支払い手続きが不要となる口座振替の制度がございますので、御利用をお勧めしております。

私どもとしましては、今後とも効率的な事務運営やサービスの向上及び納税者の皆様に信頼される適正・公平な税務行政を一層推進してまいりたいと思っておりますので、これまで同様、都税に関する皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新しい年の初めに当たり、葛飾法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝そして、御事業の繁栄を心より祈念いたしま

して、新年の挨拶とさせていただきます。



葛飾区長
青木 克 徳

明けましておめでとうございます。葛飾法人会の皆様方には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

片岡会長をはじめ法人会の皆様方には、税務研修会やセミナーなどを通じて税務知識の向上と納税意識の高揚を図るとともに、異業種の事業者の交流などを通じて本区の産業の発展に大きくご貢献いただいております。また、租税教育の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を、さらに環境や防災の大切さを知っていただく「中川に親しむ集い」を東立石緑地公園で開催するなど、多彩な活動に積極的に取り組まれております。こうした皆様方の熱意とご努力に對しまして、厚く御礼申し上げます。

これまで私は、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現するため、区民や事業者の皆様と協働しながら、地域産業の活性化をはじめ区政の諸課題の解決に向けて積極的

に取り組んでまいりました。今年も引き続き、「町工場見本市」を開催し区内製造業の企業PRや新規顧客開拓を目指すとともに、「フードフェスタ」では葛飾の食の魅力を発信し観光資源の創出を図ってまいります。また、区内で創業を目指す方や、次の世代への円滑な事業承継にお悩みの事業主に対しまして、金融機関や中小企業診断士などの専門家と連携し、必要なノウハウの提供や融資あっせんなどの支援を行ってまいります。

そして、人口減少社会や高齢化社会を迎え、子育て環境の充実や健康長寿のまちづくりを更に進めるほか、災害対策など安全・安心で快適な住みよいまちづくりを、また寅さんやキャプテン翼などのキャラクターを活用した観光の活性化などについても積極的に推進してまいります。

私は、区民のしあわせの実現に向け、区民第一、現場第一、スピード感を区政運営の基本に据えて、全ての世代が暮らしやすいまちづくりを、全力で取り組んでまいります。

結びに、葛飾法人会の益々のご発展と会員並びにご家族の皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

第7回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON

ひとつひとつ人の目と手で 製品の品質を守る

株式会社ヤジマ
矢島 和夫

設立昭和27年。葛飾で文房具、グッズなどを自社で作っている株式会社ヤジマ。
「世の中の役にたつために」地域活動も熱心に行っている。

Q 御社はどのような製品を作られているのでしょうか。

A 葛飾はセルロイド人形発祥の地として知られていますが、当社も1934年(昭和9年)に創業した当初はセルロイドのオリジナルの玩具や人形を作っていました。しかしそういった玩具や人形の需要がだんだん少なくなつたため、主力商品を文具やノベルティ製品、雑貨などに変えていきました。現在はオリジナル商品の他、いろんな所で目にするキャラクター商品もOEMとして手掛けています。

Q 具体的にはどのような物でしょうか。

A 当社の製品は「文房具」と「生活雑貨」の2種類あります。「文房具」は当社が最も得意な消しゴム、シャーペンやボールペンなどのペン関連、ノート、付せん、メモなどの紙製品、そしてクリアファイルやフォトアルバムなどです。「生活雑貨」はティッシュケース、貯金箱などのPP製品、バッグやポーチなどの縫製品、チャームやマグカップなどの雑貨類です。そしてこういった商品の制作技術を生かしたノベルティの制作も行っています。

Q 先ほど作業現場をみせていただいたのですが、手作業で製品のチェックをされているのですか。

A はい、当社には検品作業だけ行う熟練の技術者がおり、技術者の目と手で製品を1個ずつチェックします。当社の製品は消しゴムなどお子さんが使う小さな製品もあるため特に製品の品質の維持には細心の注意を払っています。製品数が膨大なのでそのチェックもかなり労力が必要なのですが、これはヤジマの本質にかかわることなので絶対に欠かせません。

Q 矢鳥取締役のお話を聞かせてください。今まで御社の仕事一筋でいらしたのでしょうか。

A 大学卒業後は百貨店の新宿伊勢丹に就職して婦人服売り場で経験を積みました。当時、百貨店では婦人服が一番忙しく大変な売り場と言われていました。確かにとても大変だったのですが、仕事の内容は違ってもその時の経験はヤジマの仕事でもとても役に立ちました。そして当時経営者だった父が選挙に出馬したため24歳の時に株式会社ヤジマに入社しました。入社当初は一社員として営業から始め50歳で会社代表になりました。

Q 本業がお忙しい中、消防団や法人会などボランティア活動も熱心に行われる原動力を教えてください。

A 私は葛飾法人会の他、地元消防団でも33年間活動しています。消防団は火事が起こった際には呼び出しがあり現場に駆けつけなければいけません。他にも防災訓練や夜警、春と秋の火災予防運動などさまざまな活動があります。仕事との両立は大変ですが、こういった活動は地元葛飾のため、延いては世の中のためになるやりのあることだと思っています。「世の中のためになることを行っている」と思うことが私の原動力です。

Q 最後に今後の葛飾法人会について一言お願いします。

A 葛飾法人会に入ってよかったと言っていただけの魅力のある法人会であって欲しいですね。そして会員の皆さんには会員同士で仕事でも助け合えるような関係を作っていただきたいです。法人会に入るメリットは何かという声も聞きますが、まずは勇気を出して支部のイベントや集まりに積極的にご参加いただければ、きっとその答えが見つかると思います。

株式会社ヤジマ

<https://www.yajima-bungu.com/>

奥戸1-18-5

TEL:03-3692-7272 FAX:03-3696-2727



平成二十九年 納税表彰者のご紹介

◆東京国税局長表彰

会長 片岡 嘉治
十一月七日KKRホテル東京において表彰式が行われました。

◆東京都葛飾都税事務所長表彰

副会長 宮下 仁志
十一月六日かつしかシンフォニービルズ「コンチェルト」において贈呈式が催されました。

◆十一月十五日テクノプラザかつしかにおいて納税表彰式が催され、次の方々
が受彰されました。

◆葛飾税務署長表彰

高砂支部長 高尾 茂
亀有南支部長 近藤 勝彦
四つ木支部長 大久保 賢一
東新小岩支部長 大貫 賢充

◆葛飾税務署長感謝状

財務委員長 白倉 龍太郎
組織委員長 近藤 宏一
細田支部長 金井 強
前事務局長 松崎 好男

◆葛飾法人会会長表彰

東立石支部 副支部長 安達 明



会長表彰受彰者の方々の記念撮影

新小岩支部 副支部長 三田 正義
奥戸支部 支部長 宮内 誠
奥戸東支部 支部会計 矢作 勲
東新小岩支部 副支部長 芹沢 光雄
水元東支部 副支部長 増井 範男
南水元支部 副支部長 細萱 康

(敬称略)

十一月二十九日

葛飾税務署関係四団体共催

「税を考える週間」記念講演会

於テクノプラザかつしか大ホール

「税務行政の将来像」～スマート化を目指して～

講師：三枝葛飾税務署長

冒頭、当番会である当法人会の片岡会長より葛飾税務署関係四団体を代表して挨拶があり、三枝署長による講演に入った。

講師はまず自身の経歴を紹介。松戸税務署を皮切りに前任地の下田税務署に至るまでその半分をコンピュータ処理に従事した経験を活かし今後の税務行政のAI化、ICT化を含む将来像に触れたいとした。

国税庁が掲げる将来像として、ICT・AIの進展、マイナンバー制度の導入、経済取引のグローバル化、職員定員の減少と申告の増加、調査・徴収の複雑・困難化という環境の変化に応じ、「納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要」という検討の目的を設定したものである。

大きな方向性としては二つの柱、一つは納税者の利便性の向上、二つに行政内部の問題、課税・徴収の効率化・高度化（これによって国際的租税回避へ対応、富裕層に対する適正課税なども確保）がある。

各論としては現在まで様々なことに取り組んできているが、今後は納税者への対応に関しても囲碁や将棋等に見られるタイプ・ラーニング技術や音声画像認識処理技術をはじめとしたAI技術などが活用されるようになるのではないか。また、申告手続きに関しても電子化が進み大分楽になるのではないかと思われ、スマホを使つての申告等も検討されている。

課税・徴収の効率化・高度化についても申告内容の自動チェックや軽微な誤りのオフサイト処理、調査・徴収でのAI活用も検討されている。今後は我々が気付かないところをAI技術が発見しカバーしていく時代となるかもしれない。これらの技術は三十年以内には実用化されるのではないかと。税務行政における省力化と資源の重点配備が期待されるところである。

最後に源泉所得税の税額0円の徴収高計算書の提出はe-Taxソフトが利用できること、また、国税のクレジットカード納付の利便性を紹介、さらには一月末の法定調査書の電子手続きを奨励し講演を締めくくった。



私の初めての 単身赴任

葛飾税務署長

三枝輝雄

書きたいことは山ほどあるのですが、今回は心に残る出会いについて書きたいと思います。

私が下田署に着任したのは、平成二十八年七月のことです。宿舎に車で向かう時に見た海の青さは、今でも忘れられません。でも、それはこの後一年間ずっと見ることになるのです。

下田の夏は、海水浴客で大変混雑しますが、海からの風もあり東京ほど蒸し暑さを感じません。はじめは、様子を知りたくて街中をよく散策しました。読書が趣味なので、そのうちに小さな図書館を見つけ本を借り、道の駅「開国下田みなど」近くの「まどが浜海遊公園」の足湯に浸かり、時折海を眺めながら、のんびりと本を読むことを覚えました。今までの人生にはない、至福の時間でした。

また、毎朝5時に起きて、海辺をゆっくりと散歩してから出勤しました。早朝の空気は格別で、地元のお年寄りの方々とも仲良くなりました。

しばらくして、管内を全て歩こうと思い立ち、「東海バス路線完歩」という目標を立てチャレン

ジすることにしました。一日数便の天城の山奥や西伊豆の小さな漁村なども含め、休日になると一人で歩き回りました。ただ目標を達成するだけではなく、名所旧跡を訪れ、地元の特産を味わい、温泉にも入るといふ盛り沢山の野望もありました。徒でさえ時間がない中、いかに効率的に回るか、週末にはいつも地図とバス路線図を見比べていました。

顔が知れるにつれ、途中で関係団体の方からも声をかけて頂くようになり絶景ポイントも教えてもらいました。おかげ様で「河津桜」、「西伊豆の夕日」、「東伊豆のムーンロード」など、素晴らしい風景を見ることができました。一年間で全路線の九十五%、五百万歩（一日平均一万五千歩）以上歩きました。

先日お亡くなりになりましたが、私の尊敬する、聖路加国際病院元理事長 日野原重明先生の著書、『まごころ上手に生きる』に次の一節が出てきます。

「人間の一生は、いろいろのハプニングとして

の出会いで方向付けがなされる。心に何かの備えがあつての出会いかどうかにより、それが何かのよい機会になるかが決まるのではないかと思う。（中略） 雑然とした人々の出会いでない、本当の出会いが、人間には人生の中で数多く経験される。その出会いを、大切に心に受けとめるかそうでないかにより、人間の一生はひどく変わってくる」

下田で過ごした初めての単身赴任生活は、素晴らしい自然や沢山の素敵な方々との出会いがあり、多くのことを学び、本当にかげがえのないものとなりました。これからの出会いを大切にしたいと思います。もちろん、葛飾での出会いも大切なものになるよう、私自身もしっかりと心の備えをしておきたいと思えます。



Break Time



Book Review

国税局査察部 24 時

上田二郎 著 講談社現代新書 2017 年

■とにかく面白い

映画「マルサの女」で有名になった国税局査察部の面々のお話である。脱税の手口も巧妙化する中、富裕層の租税回避地を使つての脱税などと格闘する査察官が経験した実際を五つ、退職査察官が秘匿義務を果たしながらプライバシーに配慮しつつ、臨場感あふれるタッチで描いていく。

税金を徴収する上で最も大きな概念は公平である。税金がなければ国防も警察も消防も動かない。それどころか、社会保障や文教科学、公共事業全ても税金によって賄われている。いわば社会基盤、社会共通資本の源泉である。

マルサは闇に潜んでいる資金に目を光らせ、時に経済社会の網の目をすり抜けようとするカネを引きずり上げる。

■迫真の査察現場

第一話はフィリピンパブの内偵調査。パブに潜入し、尾行と張り込みを経て、ようやくターゲットに踏み込むが、予想もしなかった結末に。

第二話は原発がらみの建設業者の闇を暴く。

第三話は健康器具の開発で一発あてた会社が振り出した「悪さをする約束手形」を長年の勤で見つけ出したマルサの話。

第四話は「FXトレーダー」。の内偵調査を通じて、最近話題のタックス・ヘイブンを使った脱税の手口の紹介だ。

最後の第五話は架空外注費計上したビルメンテナンス業者と「口座売買屋の暗躍」を通じて内偵調査の手法と査察官を取り巻く環境、女性査察官の苦悩と周囲への影響、査察官を支える家族との関係を描く人間ドラマに仕上がっている。

■公平な税の徴収をめぐる真剣

著者は元国税査察官、退職後、税理士兼真言宗の僧侶の肩書を持つ異色の人。国税局の全面的な協力を得て撮影された、映画「マルサの女」では触れられなかったことに、マルサには内偵調査を専門に活動する内偵班（通称、ナサケ・情）、内偵調査の結果を受けて強制捜査に入る実施班（通称、ミ・実）があり、この二班が時に拳を振り上げながらしのぎを削る。マルサの人たちの人間味を感じるシーンだ。

各話の末尾に掲げたコラムも秀逸で、税に関する知識を広げてくれる。

公平な徴税を旨として日夜奮闘する税務関係者への感謝の念が湧いてくる一冊である。

国税局査察部 24 時
上田二郎



従業員の退職金準備は

とく だい きよ
特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TKK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



法人会活動レポート

税制委員会

11月13日

要望活動



平成30年度税制改正に関する提言を携え片岡会長はじめ6名にて、地元国会議員の平沢勝栄議員へ要望してきました。

青年部会

11月10日

第31回全国青年の集い（高知大会）

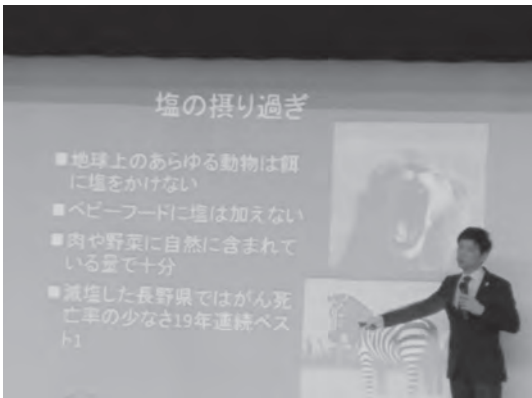


高知県民文化ホールにて全国の青年部会員約2,400名の参加で全国青年の集いが開催された。当会からは4名が参加。また、前日には同ホールで青年部会長らが参加して「租税教育活動プレゼンテーション」が行われた。

第1地域事業部

10月27日

税務研修と健康セミナー



高砂地区センター3階大ホールにて参加者167名にて開催。第1部は森川葛飾税務署上席調査官から「暮らしを支える税」の演題で税務研修。第2部の健康セミナーは南雲吉則氏を講師に「命の食事～人生を2倍楽しむ法」と題しお話しいただいた。

支部対抗ゴルフ大会

11月27日

寄附をしました



11月1日に行われた支部対抗チャリティーゴルフ大会にてお預かりした募金（259,267円）が、片岡会長から葛飾区社会福祉協議会菱沼事務局長に手渡された。

第7地域事業部

12月2日

葛飾区少年野球教室



新小岩公園野球場にて、元巨人軍選手の川口和久、駒田徳広、吉村禎章の3氏をお招きして少年野球教室を開催しました。少年達とその指導者も、元プロ選手の熱の入った実技指導を真剣に受講していました。

第2地域事業部

11月11日

地域の集い



金町地区センターにおいて、森川上席調査官による税務研修と落語家の立川佐平次師匠、フラメンコのフウちゃんアミーゴスを招き地域の集いを開催。参加者123名と大変多くの方にご参加いただきました。

葛飾税務署からのお知らせ

インターネットで 申告ができます！



STEP

1

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご参照ください)

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等
をご使用の方はこちら
をご利用ください。

利用率

2人に1人が利用

利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

作成コーナーからe-Taxで送信

※タブレット端末等からはご利用になれません。

e-Taxで送信するためには、事前に
次のものを準備する必要があります。

- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリーダー



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



～プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も安心～
コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

「マイナンバーの記載について」

申告書や申請書等には
マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



申告手続などには

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

国税に関するマイナンバー制度の最新情報



または

国税庁 マイナンバー

検索



「医療費控除等について」

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付が必要となりました。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときには、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成 29～31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制が創設されました

平成 29 年分の確定申告から、健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

添付又は提示が必要な書類

- セルフメディケーション税制の明細書（添付）
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

例) 予防接種の領収書、健康診断・人間ドックの結果通知書など

(氏名、取組を行った年、事業を行った保険者、医療機関等の名称の記載があるものが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。)

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

医療費控除

検索



【問合せ先】 〒124 - 8560 葛飾区立石 8-31-6 TEL03 (3691) 0941 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

※葛飾区以外にお住まいの方は、管轄の税務署へお問い合わせください。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

<減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した住宅>

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること(※)
- 不燃化特区内に指定された日から平成32年12月31日までの間に取り壊されていること

<取り壊した後の土地>

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること(※)

<所有者>

- 住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

<減免される期間・税額>

最長**5年度分**、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免(小規模住宅用地並みに軽減されます。)

<減免を受けるための手続き>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限(6月30日(土・日・休日の場合は翌開庁日))までに申請してください(毎年申請が必要です)。

詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

(※)老朽住宅の認定及び適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

平成30年度から適用される主な住民税（特別区民税・都民税）の改正

1 給与所得控除の見直し（上限額の引き上げ）

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,200万円（控除額230万円）を平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」となりました。

○給与所得控除上限額の変更

	現行（平成29年度住民税に適用）	平成30年度以降の住民税に適用
上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

2 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用について

平成30年度から、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用が始まります。

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品（※2）の購入費を支払った場合、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができるものです。具体的には、購入費が年間で1万2千円を超える場合、その超える部分の金額をその年の総所得金額等から控除（控除上限8万8千円）できます。

なお、従来の医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）は選択制で、両方を併用することはできず、その年は控除の選択を変更することはできません。

※1 一定の取組とは、申告対象の1年間に行った以下の①～⑤の取組のことをいいます。

- ①予防接種 ②区市町村が健康増進事業として実施するがん検診
- ③勤務先で実施する定期健康診断 ④保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）
- ⑤特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、特定保健指導

申告時にこれらのうちいずれかひとつの取組を行ったことを明らかにする領収書または証明書類が必要になります。

※2 スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医療用医薬品から薬局、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された一般医薬品のことをいいます。対象となる製品については厚生労働省のホームページでご確認ください。また、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

3 医療費控除（セルフメディケーション税制含む）における領収書の提出不要制度について

平成30年度から、現行の医療費または医薬品購入費の領収書の添付に代えて、医療費または医薬品購入費の明細書を申告書に添付しなければならないこととされました。また、この場合において、法定納期限から5年間、区長が求めたときは、医療費または医薬品購入費の領収書を提示または提出しなければならないこととされました（平成30年度から平成32年度までの申告については、現行の領収書の添付による控除の適用も可能です）。

■ 表紙のイラストについて ■



新年明けましておめでとうございます。2018年、いよいよ東京オリンピックまであと2年です。東京の街は、葛飾の街は今後どのように変わっていくのでしょうか。

昨年は文化審議委員会によって柴又帝釈天（題経寺）と参道の門前町、江戸川などの風景が国の重要文化的景観として選定されました。

移変わりの激しい現在において、柴又の風景は変わらずに私たちを情緒で魅了してくれるのでしょうか。

表紙の家族はその柴又の代名詞とも言える帝釈天の山門の前にいます。今年も葛飾っぼさの溢れる良き一年となりますように。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

新年に思ふ

広報誌、初日の出と共に新しい気持ちでいっぱいです。

当葛飾法人会会長始め新年のご挨拶……各々に抱負と希望をしみじみと感じました。

自然の猛威にしても長雨や寒さと私たちの人生そのものようです。

自然の恵みによって生きていく日々ですね。

税に関する絵はがきコンクール、年々力作に感動です。表彰式での堂々とした立ち居振る舞いの児童さんを見ると頼もしく思います。あの絵はがきの小さなスペースに主張をぎっしりつめこむこと、至難の業と思います。

本年の干支（戊戌）つちのえいぬ 勤勉な努力家との意味があります。

本年も良い年になります。広報誌スタートです。

（広報委員長 細谷政男）

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
3月1日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
2日(金)		
4月9日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月11日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月1日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月29日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月12日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館

税務相談

月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.371

平成30年1月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 片岡嘉治 編集人 細谷政男

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一（一）の上部欄外の右上部分にこのシールを貼ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。） →

 公益社団法人 葛飾法人会員

女性部会主催

第8回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

平成 29 年 11 月 27 日（月）葛飾法人会館3階大会議室において、大畑副会長の司会にて坂巻副部会長の開会のことばで、第 8 回「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が開催されました。

10 月 24 日に選考会が行われ、16 校 773 作品の中から厳正な審査で 24 作品が選定されました。表彰式当日は入賞した内の 21 名の児童と保護者の方々、学校長及び担任の先生、ご後援くださった方々、三枝税務署長、高本都税所長、青木区長をはじめ多くのご来賓と当会片岡会長並びに役員の方々にご列席頂きました。



各列席者の前で、少し緊張した表情の中、各賞の賞状が授与され、記念撮影が行われました。

会場内に展示されている応募作品の前で各々写真を撮って嬉しそうでした。

今年度も昨年以上に個性豊かな力作が沢山ありました。

なお、28 年度の作品を 10 月 20 日～ 22 日にテクノプラザかつしかで開催された産業フェアに展示致しました。

29 年度の作品は葛飾区役所のロビーに展示されました。多くの方にご覧いただけた事と思います。

「税に関する絵はがきコンクール」は租税教室と共に税の啓蒙活動として育てて行きたい、女性部会の事業の一つです。

今後も更なる発展を目指し、頑張っまいりますので皆様のご協力をよろしくお願い致します。



＊ 優秀賞 ＊ (15作)



宝木塚小 6年
床井 くるみ



花の木小 6年
山口 結奈



こすげ小 6年
爲谷 奨煌



清和小 5年
江崎 友里



柴又小 6年
武田 友



梅田小 6年
佐藤 宏樹



西小菅小 6年
神田 優月



柴又小 6年
田口 瑞季



松上小 6年
田中 来寿



葛飾小 6年
小平 真綾



西小菅小 6年
定兼 舞佳



清和小 6年
濟賀 さくら



木根川小 6年
平山 美咲姫



こすげ小 6年
清水 凜羽



花の木小 6年
御幡 しずく

第8回 税に関する絵はがきコンクール

◇ 入賞作品のご紹介 ◇

✧ 葛飾法人会長賞 ✧



小松南小 6年
園田 真子

✧ 東京都葛飾都税事務所長賞 ✧



柴原小 5年
塚本 瑛介

✧ 葛飾区長賞 ✧



北野小 6年
田淵 美里

✧ 葛飾税務署長賞 ✧



西小菅小 6年
宮崎 健吾

✧ 葛飾区教育委員会教育長賞 ✧



松上小 6年
石部 菜奈

✧ 葛飾租税教育推進協議会長賞 ✧



宝木塚小 6年
大竹 はなよ

✧ 東京税理士会葛飾支部長賞 ✧

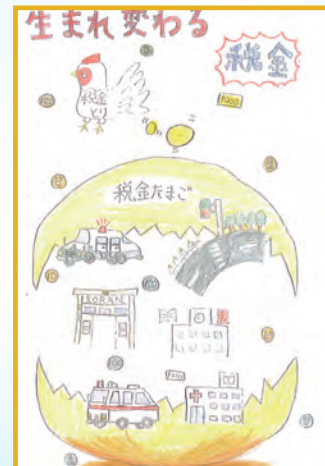


小松南小 6年
栗岩 凜歌

✧ 葛飾法人会女性部会長賞 ✧ (2作)



梅田小 6年
土信田 紘貴



西亀有小 6年
富田 香帆